

第七回 参議院農林委員會會議錄第五号

昭和二十五年二月十四日(火曜日)
午後一時五十一分開会

委員の移動

二月十三日委員平沼昭太郎君、高橋啓君、星一君及び岩間正男君辭任につき、その補欠として北村一男君、深水六郎君及び鈴木順一君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○小委員の補欠選任の件

○家畜保健衛生所法案(内閣送付)

○委員長(補見義男君) 只今から委員會を開会いたします。

最初に御報告を申し上げることがございます。それは、農林委員の異動がございましたのでそれを御報告申し上げます。民自党の委員の方で、平沼さんが今回農林委員を御辭任になりました、その代りに北村さんがお入りになりました。それから委員の数の調整によりまして、民自党から深水六郎さんが新たに農林委員になりました。それから民自党から高橋さんと星さんが委員を辭任になりました、代つて鈴木順一さんと岡井さんがお入りになりました。尤も岡井さんは、従来無所属懇談会から農林委員としてお入りになっておりましたが、何と申しますか転籍のような恰好で……それから共産党の委員の方は今回辭任になりました。従つて現在は農林委員は十九名で、一名

欠員でございます。

以上のような委員の異動がございましたので、この異動に伴ひまして、理事の補欠選任と、それから水稲単作地帯特別調査の小委員及び公団制度調査のための小委員の補充をいたさなければならぬわけですが、先例に従ひまして、理事は民自党の平沼さんの後任であります。この理事の指名及び水稲と公団の小委員の指名は委員長から御指名申上げということにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】

○委員長(補見義男君) 御異議ないようでございますから委員長から指名させていただきます。平沼さんの後任の理事といたしまして、柴田さんをお願いいたします。

それから水稲単作地帯の特別調査のための小委員に北村さんを追加してお願いいたします。と同時に柴田さんに公団の方の小委員をお願いいたします。それから公団の方に新たに深水さんと鈴木さんを指名いたします。それから民自党の池田さんは公団小委員の方から落します。

○委員長(補見義男君) 次に本日の議題でございます。家畜保健衛生所法案について御審議を煩わします。最初に提案理由を坂本農林政務次官から伺うことにいたします。

○政府委員(坂本實君) 只今御審議を願います家畜保健衛生所法案の提案理由を御説明いたします。畜産は食糧の増産、農業経営の改善、食生活の刷新等の見地からその必要性は益々増大し振興を要すること切なるものがありま

す。畜産の振興は、家畜の生産、育成、利用等が農業と相関連して合理的且つ有機的に行われて始めて目的を達するものであることは勿論であります。現在種々畜産の振興方策が進められておりますが、なかなか家畜の損耗防止、生産率向上の面から家畜衛生に関する学理と技術とを積極的に応用することが当面最も効果的であることは衆人の認めるところであります。

よつてこの施策の実施を促進強化するために地方における家畜衛生の末端の実践機関として家畜保健衛生施設を設置することとなり、昭和二十三年以降六ヶ年計画を以て五百箇所を目標に設置に着手し、すでに華々しい活動を開始し各方面から多大の期待を寄せられるに至つてゐる次第であります。この施設の重要性に鑑み、且つは一層地方の末端における家畜衛生の機構を確立整備し、真に農民と直結する施設としての性格を明確にすると同時に、家畜防疫行政機関としての性格を持たしめることが必要となつて参つたのであります。

以下本法案の主要な内容について、その概要を御説明いたしたいと思ひます。

第一に、今日の家畜伝染病の予防は畜産振興の基盤をなすもので、而もその内容は非常に広汎多岐に亘り又その基礎をなす獣医学は日進月歩著るしい進歩を見つゝあるので、遺憾なくこの事業を実施するには絶えず進歩した技術の普及浸透が図られなければなりません。客観的な状況を觀察しますに、我が国は各種伝染病の常在地に囲まれる地理的關係にあり、常時大陸からの伝染病の侵入の危険に曝されてゐるわけでありまして、一朝侵入しますれば、我が国の畜産の基礎は根柢から崩壊されることは明らかな事実であります。このため、強力なる防疫態勢を整えると同時に、迅速果斷にこれを処理することが喫緊の要事なのであります。即ちその発生及び伝播の状況を確實に掌握し、発生の初期に迅速な防疫処置を行うためには、機を失せず情報の蒐集、材料の採取、鑑定等を必要とするのであります。このためには施設と組織と機構とを確立する必要があるものであります。

第二は、寄生虫、骨軟症、其の他家畜に多発する疾病の予防のための検査の実施であります。寄生虫病は一般に慢性経過をとり、その被害も伝染病のごとく顯著でないがために不注意に看過されやすいのであります。家畜に於ける寄生率は八〇%以上にも及んでおり、殊に幼畜は抵抗力が弱く榮養を害し、延いては發育を阻害されている実状でありますので、これに対する根本的対策を必要とするのであります。又骨軟症は北海道、東北、北陸等米作地帯、積雪地帯の家畜特に馬に多発し多大の被害を及ぼしている疾病であります。

第三は、生産衛生技術の普及向上によつて生産の増強を図らんとする点であります。このためには、人工授精による優良種畜の高度の利用及び繁殖障害の除去による受胎率の向上を行うことが、必要であると同時に、種付の指導、早期の妊娠診断、妊娠家畜の管理衛生の指導等を併行して行わなければならないので、この施設を中心とする事業を強力に推進せんとするのであります。

第四には、地方における家畜衛生のサービスセンターとして、直接家畜飼養者に接触し、衛生思想の普及を行ひ、又広く団体の技術者関係獣医師にこの施設を利用せしめ、家畜衛生行政への協力を促進し、真に効果を昂めることとしたのであります。

以上が家畜保健衛生所法案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決せられんことを希望する次第であります。

○委員長(補見義男君) この法案は公報にも御承知のように予備審査でございますから、それを御了承の上で御審議をお願いいたします。

○政府委員(山根東明君) 只今提案の理由を相当詳細に御説明申上げたのであります。この保健衛生所につきま

あります。滋賀県地方の食はず病と称する、まだけつきりその原因も究明せられておりませんけれども、そういうような病類であるとか、或いは梁川病、或いは桿菌病、そういうような種類の病気に關して、現場でできる試験調査、或いは簡単な病気の、現場でできます診断鑑定とか、そういうものをやりまして、急速にすぐにはできるものはその場で見当をつけまして、その結果処置をする。それから向う一つ重要なことは、その只今申上げましたような、その下の管内と申しますか、その下でいろいろと技術員が、団体の技術員もあつたし、個人的に開業している獣医師もござります。或いは町村の技術員もあつたしけれども、そういう方々が、その専門業務をするに際しまして、我々のような専門的業務になりまして、どうしても多少の設備が必要であります。全然町村だけでははつきりど擱めない場合が多いのであります。例えば顕微鏡も見る必要がありまして、或いは検便とか、そういうものもしなければなりません。或いは血液の検査をしなければなりません。或いは細菌の培養もしなければならぬ。そういうような場合に、そういうものがあれば、一日でも二日でも早くその病気の診断ができるわけでありまして、不幸にして現在の日本の開業獣医師の大体の多くの基準としましては、そういう設備がないわけでありまして、それでそういうような場合には、この施設を獣医師に利用させまして行くか、利用した結果現場でできない場合には、遠くの県庁の所在地の研究所とか、或いは農林省の家畜衛生試験場とか、動植物検疫所とか、或いは

学校とか、そういう所へ送つて、そしてその結果を待たなければ結果が分らないわけでありましてけれども、その場で、この衛生所でできるようなものは、そういうふうな遠くまで、遠隔の地方まで送らないでも、すぐその場で近くで以て決定ができる。そういうことで、以て農民の、開業獣医師なり、或いは団体技術員が農民にもつといてサービスをするように、こういう趣旨であります。それが四條に書いてありますが、そういう趣旨であります。それから第七項にござります、地方における家畜衛生の向上に關する義務と、こういうようなものも書いてありますが、例えばこの施設ができました地区が、たまたま獣医師のサービスを提供する施設がない場合、或いは開業獣医師がないという場合、そういう場合には勿論この施設で一応の医療なり、診療なりはやつてゐる。併してこれは建前ではなくて、飽くまでこの衛生所の建前は予防的の衛生、それから更に積極的な生産増強と、家畜衛生の技術を応用しました生産の増強とか、こういうのが主題でございまして、勿論診療だとか医療というものが、開業獣医師その他の診療機関があればそれに全部任す方針であります。そういうような関係でありますので、民間のこういうような開業獣医師とか、そういうものの業務と競合するといふようなことを避けまして、むしろそれに施設を利用させまして、或いはそれに技術を指導する。そういう立場に立つて動く構想でござります。現在この施設は百八十ヶ所ござります。又来年八十ヶ所は殖えるのでござりますけれども、各府県共非常にこれに對し

まして設置の要望が多いのであります。来年八十ヶ所といふことを予告しましたにも拘らず、百四、五十の要望が出ております。我々の方といたしましては、できるだけ早くこういうような機構を完備しまして、完全な衛生関係の技術のサービスを提供したいのであります。が、何分予算その他の関係で縛られてまして、一応毎年八十ヶ所ずつの増設といふことに決まつてゐるわけでありまして、この施設に對しましては、二十三年から予算が決まりまして、その施設設備費と、それからその後の人件費二人の半額を予算の範囲内で助成することになつております。この経費の内訳は差上げております資料の十二表に詳しい金額が出ております。

○委員長(橋見義男君) 御質疑を御始め願ひます。

○岡村文四郎君 この事業は今お始めになるのではなくて、あつたものを増加しようといふのであります。五百ヶ所という目標になつてゐるが、どんな費用があるところが先になつて、ないところが後廻しになつて、数に制限があつてできないといふことになりやしないか。もう一つは実は家畜の価格が急激に下るものだから、今までの価格が妥当なものではなくて、インフレに呼応して高過ぎたといふ言いが、下れば畜主は下るつもりで悲観的な考えを持つて、例えば二十五年度は相当なものでなければ売れないといふようなことを言つてゐるものもあるし、豚にせよ、綿手にせよ、牛は又少し殖えておりますが、非常に突き進んでこういう設備をしようといふ心構え

は非常に薄らいでゐるものが多いと思ひます。それでどうしても固の方でこういう施設を作るとなれば、人件費の分はどうでもいいですが、施設に對する助成をもう少し出すようにすることが非常に大切なことだと思ひますが、それは関係があるというお話ですが、それは考へよう、やりようによつてはそう含むところはなないと思ひますが……

○政府委員(山根東明君) 先程衛生課長からもちよつと御説明いたしましたように、施設が二十三年度から開始されたわけでありまして、

初年度は新しい最初の試みでもありまして、必ずしも私共の計画全部が、府県において受入れたといふ希望とは必ずしも一致しなかつた面がありまして、府県側におけるこの施設の認識も足りなかつた点もあると思ひますが、府県においては、自分の県では今年これはどうも設置するわけには行かないといふように、こちらの示した計画を返して来たような県も実はあつたのであります。昨年度、二年度以降からは先程御説明しましたように、非常にこの施設の効果が各県に互ひまして、私共の計画として県内に示します計画とは遙かに上廻つた希望を実は府県が出して來てゐるような実情であります。そこで来年度におきまして、やはりすでに各府県から公式、非公式に相當な要望が参つてゐるわけでありまして、これを配置いたします場合には、お話のように偏つてこれを分布するといふようなことでないように、そのためにはそれらの県の畜産振興計画、その本となつております家畜の現在頭数、或いは飼養農家の数、こういうようなものを基礎とい

たしまして、私共といたしましては各府県の非常な熱望の中にも、若干の熱心さのありましたものはござりますけれども、府県の五ヶ年計画に即応した計画で本省の方では計画を立てまして、それで以て非常に要望の強い県にはまあ遺憾ながら待つて貰う。ゆくゆく特定な県で設置ができなかつたような場合がありまして、余裕ができましたような場合に、そちらの要望の程度に應じて優先的に回して行くという考へておりますので、この施設の普及状況は、御心配になつてゐるということには、今日までのところそういう事情にはなつておりません。

それから価格の値下りにつきましては、これは私共が今日一番頭を悩ましておる問題でありまして、まあ一時の非情な好景氣が、これは必ずしも正常なものではなかつたことは、岡村委員もお認めになつておつたようでありまして、今日急転直下値下りが招來いたしましたので、これに對しましては、私共も勿論かねてからこういう事態に對しましてはいろいろ対策について苦心はいたしておつたのであります。が、現実にはこういう事態が発生いたしましたので、今後私共の一つの大きな課題として、家畜並びに畜生物の消費の面について、私共は対策を十分考へて行きたいつもりであるのであります。更に現在の予算が施設費等において少し低過ぎはしないか、こういうお話でござります。実はこの点は予算書を御覧になればお分りになりますように、一ヶ所当りの単価は非常に少いのであります。これだけのことで決して十分の施設は今日なか／＼で得ないだらうと

いう意味で、この予算の増額について
は極力大蔵省と折衝を続けたのであり
ますが、予算の關係上一応このよう
になつたのであります。ただこのこ
御参考までに申上げて置きたいこと
は、この保健所に、これは別の法律で
又御審議願うと思つてあります。が、
人工受精の施設をこれを大体におい
て併置する計画でございまして、この方
の経費もこれも極く少額ではございま
すけれども、施設費、人件費がこれに
見積られております。この兩者を合せ
まして一応保健衛生所、更に人工受精
施設だといふ看板に必ずしも十分ふ
わしいとは申上げかねますが、この二
つの経費を合せて用いますならば、不
完全ではありますけれども、一応の支
障ない程度の設備はできるのではない
かと、かように考えております。尚予
算の増額につきましては私共も引續い
て、明年度予算はこういうことであ
りますけれども、今後機会があります
れば、この施設を立派にするための予算
の増額については努力をいたしたい、
かように考えております。

○岡村文四郎君　そこでこの事務の範
疇を見ると、熱心にやれば相当掛り切
りに二人ぐらいの職員が掛らなければ
できない仕事です。そこで畜産でも何
でもそんなんですが、非常に熱心な、
どん／＼發展をしておる地方は、さし
たる、余りに手を増さなくてもどうに
か曲りなりにもやれるのです。これは
余りに發展をしない土地に却つて伝染
病その他の不幸になるものが非常に多
いと思つたのです。そこでどん／＼希望
を申込んで来るのではなくて、畜産局
の方でよく検討をして是非ここに作
て欲しいということを県の方に要望を

申入れる。そこで初めて畜産の仕事が
できると思つて、どうなんでしょうか。
○政府委員(山根東明君)　実は今日ま
での行き方としましては、私共の方で
それ／＼の県に二ヶ所なり三ヶ所とい
うようなことで、その二ヶ所の具体的
な設置個所につきましては県に一任し
ておるような状況であります。県側か
ら先程申しましたように評判がいいも
のですから、県内で引張り風になりま
して、なか／＼県では決めかねる、こ
ういう候補地があるが、どつちがいい
だろうという御相談を県から受ける場
合もありますけれども、こういうよう
な場合も私共の方で、今お話のように
明らかに、何と言いますか、御意見の
ような点で非常に發展しております場
合には、そういう方針で結構だと考え
るのでありますけれども、今日のこ
ろでは設置個所の具体的な個所につ
いては、これは県にお任せしておるよ
うな実状であります。尚全体として、お
話のように畜産が未発達な県にこうい
う施設を置いて、そうしてそれを中心
にして畜産の發展を図つて行く。こう
いう全体的な問題としてのそういう考
え方はこの施設を今後の運用において
御意見の線に沿つて考えて行きたい
と、かように考えております。

○藤野繁雄君　今の箇所の数ですが、
全体を五百ヶ所としたならば、大
体平均して一府県十ヶ所になるのであ
ります。が、そうするといふと、さつき
の説明では、管轄区域は大体において
郡の区域による、こういうふうなこと
であります。が、そうしますと、郡が小
さい所は二ヶ所或いは三ヶ所、こうい
うな計画でありますか。その点一応お
伺いしたいと思つております。

○説員(齋藤弘義君)　そういうこと
になるのであります。これは重要畜産
地帯といふことで、大体私共の方の数
字で以てずつと出したのであります
が、頭数にいたしますといふと、大体
一ヶ所当りの頭数一万五千頭でずつ
と抑えて行きますと、こういうこと
になるわけで、そうして生産頭数一千頭
といふことになりまして、もう一つ郡の
数から言いますと、六十幾つもの郡が
あるわけですが、そのうちでも大して
畜産として重要でない郡がございま
す。そういうものを引きますと、やは
り大体五百ヶ所くらいになるのであり
ます。又地方事務所の数から申しま
すと、四百四十五ヶ所北海道のように一
支庁になりますと非常に多いので、そ
ういふものを考えますと、やはり五百
くらい単位になるわけでありまして、
そういう意味で以て小さい郡の場合に
は、やはり一ヶ所、或いは二ヶ所、
郡、或いは三ヶ所というのが管轄区域に
なる場合はあると思つた。又その家
畜の密度が非常に低い場合……

○藤野繁雄君　只今の御説明の通りと
いたしますと、この保健所を作ろうと
思つて知事の方からこれだけの区域だ
け、こういうふうなことで申請したら
ば、大体において大臣は無条件でお許
しになる考へでありますか、或いはそ
れに何とか指示をされるのであります
か。その点を伺いたいと思つた。

○政府委員(山根東明君)　どうい
う御趣旨でありますか分りませんが、先程
ちよつと私が話しましたように、
府県に本年度は三ヶ所なら三ヶ所、こ
ういふ内示をいたしまして、それに
よつて府県に設置計画をさせるわけ
です。そうしまして府県がその内示の範

内設置希望を出してますれば、勿
論その事業計画は私の方で拝見をいた
しますけれども、規模、設備の規格等
が合致しておれば、勿論私の方で承認
を与え、こういうことに手続上は
なるわけでございます。

○藤野繁雄君　今のはですね、最初は
百ヶ所、それから八十ヶ所、今度八十
ヶ所とこういうことになれば、全県下
に及ばないといふようなことになりま
すから、最初の区域は或る程度広い区
域にして、全部のものを網羅し、段々
数が多くなるのに従つて区域を狭めて
行くといふようなことが適切じやない
かと考えておりますから、最初からの
理想の区域である一郡一ヶ所というよ
うなことでやられるかどうか、その点
はどうですか。

○政府委員(山根東明君)　その点は今
のお話のように考へて差支ないと思
います。やはり最初は数が少ないので
から、或る程度管轄区域を広くして、
貰つた翌年度の計画でそのうちの半分
のところは新しく設置して行くと、
こういうことでやつて貰つて結構だ
と思つた。

○藤野繁雄君　そうしますと、第一
の第二項に書いてある条例ですね、条
例といふようなものは、政府の方で模
範条例といふようなものを示されるの
でありますか。或いは各県で自由にや
らせられるというお考えであります
か。この点お伺いしたいと思つた。

○政府委員(山根東明君)　まだ私の方
で案は具体的にできておりませんけ
れども、私の方で模範的な計画条例と申
しますか、条例のモデルを必要あれば
考えたいと思つております。

ろ伺つたのであります。が、伺つたのに
よりますと、私の解釈ではこの家畜保
健衛生所の仕事といふものは、事務で
はないような気がいたしますが、やは
り事務でありますか。これは事務と
言ふとちよつと余り範囲が狭過ぎる
といふような気がいたしますが、どう
も事務じやないような気がいたします
が……やつぱり事務でありますか。

○政府委員(山根東明君)　事務とお
つしやるのはどういふ……
○藤野繁雄君　第三條の「左に掲げる
事務を行う」とありますね。
○政府委員(山根東明君)　特に事務と
書いてあります。事業なり、これに
対する言葉として事項といふ言葉があ
つたと思つてあります。事務と書
いて置けばですね、そうした事業を含
んで読めると、こういうことの法制局
の解釈だと思つた。

○藤野繁雄君　今のは法制局の解釈か
あなたの解釈が分りませんが、私な
ぞの常識的の解釈からすれば、事務とい
うのはちよつとおかしいような気がす
るが……

○政府委員(山根東明君)　これは私直
接職かなかつたのであります。が、法
制局では事業と書くよりは事務と書
いた方が廣くいていいじやないか、こ
ういふむしろ好意的な……初めの案は事業
とか何とかといふ案だつたのですけ
れども、こつちの方が広いんだから、
こうして置いた方がいいだらうとい
ふような趣旨だつたのであります。が
ね。

の目的を達成することができないようなことに陥りはせぬかという心配があります。

○政府委員(山根東明君) これはもう一度当時のあれを研究してみます。

○藤野繁雄君 それからこれを読んでみますといふとですね、獣医師に利用させる……これは利用させるというよりは非常にいいことだろうと思ひますが、獣医師に利用させられるのは、無料で利用させられるのであるか、或いは有料で利用させられるのであるか、利用に対する御意見を拝承したいと思つております。

○政府委員(山根東明君) これは私共の氣持といつても、こういう公共的なものでありますので、できるだけ高い利用料は取らせたくないつもりであります。ただこうした地方自治法の規定の關係上、こうした特定な施設を特定の人に利用させるために、これは自治法の二百二十二条に、「普通地方公共団体は、特定の個人ののためにする事務につき、手数料を徴収することができる」と、まあ「ことが出来る」という規定にはなつておりますけれども、この規定がありまして、知事といつたしましては恐らく手数料を取ることになると思ひますが、最初申しましたように、できるだけ安い手数料、更に極く簡単な利用等につきましては、この設備をそのために特に損耗するような問題も余り起さないような、至極簡単な利用については、例えば参考資料をそこへ来て見て行くとか、こういうようなことについてはできるだけ廉いか、更にそういう特定のもののについては、まあ無料でも利用できるといふようなふうに指導いたして参りたい、か

ように考えております。

○藤野繁雄君 それからこの法律を読んでみますと、常時に報告を取るといふような規定はないのであります。私などはこの設備をどのくらいに程度に利用しているのかと、効果があるのかを調査せなくては、効果があるのかに分らない、又県の方でも分らない、こういうふうな考えられるのであります。常時の報告を取るというふうなことを書かずして、ただ特別の場合において特別な事項に報告を取る、こういうふうなことで、この設備利用の結果を知らずして、更に仕事を進めて行くということが適切であるかどうか、この点お伺いしたいと思つております。

○政府委員(山根東明君) 法律の書き方としては、必要があると認める

ときは必要な報告を求めると、こういうふうになつておりますが、私共の考えは今の話と同じ考えでありまして、将来この保健所の運営の改善、或いはそういうふうなものの参考に資するために、定期的にお話のような事項の報告はこれを求めたい、かような考え方、法律としてはそういうことになつておりますけれども、これは私共の方でこの第五条に基いて命令を出し、或いは報告を求めることにつきましては、実は私は先程申しましただけなく、部内でも大体いろいろどういふ事項の命令を出す、或いはどういふ事項の報告を求めるといふようなことについて只今研究をいたしております。大体の考え方を申し上げますと、私共が命令として考えておりますことは、職員に資格に関する事項、建物及び試験検査に関する設備の基準で

ありますとか、こういうようなことをこの五条に基いて知事に一応私共の方から指示命令をいたしたい、報告を求めたいと考えております事項は、家畜保健衛生所に關するどういふ条例を作つたか、或いは処理規定はどういふことになつておるか、庶務細則はどういふことになつておるか、こういうこととのこれらの諸規定の制定改廃に關する事項、それから事業計画及び事業成績に關する事項、これは随時取るのになしに、やはり毎年定期的に取つて行きたい。かような考え方、研究を進めております。法律はこういうことになつておりますけれども、私共の考え方は大体御趣旨の通り、このように考へております。

○藤野繁雄君 今お話を通りといつたしましたならば、そういうふうなことは命令を以てこれを定むとか、何とかいふようなことを書いてあるのが普通の法決のように考えられますが、そういうような命令を以て定むといふようなことを法律の中に規定せずして、そういうふうな報告を求めるし命令が出されるのであります。命令が出されるか出されないかというふうになりますと、これは命令の内容は省令によつて定めると、成程ここに書いてございませぬけれども、五条でこういう権限が農林大臣に与えてありますから、これは出されるか出されないかということになれば、これはもう明らかにこの条文で差支えないだらう。ただ政令で以て定めると書きますと、政令を以て命令事項を具體的に列挙しなければならぬということになるわけですが、ここではそれが書いてございませぬの

で、或いは政令でそういうことをするといふ形を取りませんことになるかと思ふのであります。広い範圍でこういう命令ができますので、私共としてはまあ随時に、例えば省令で以て特定の命令事項を定めますと、まあやがましき言へば、その省令でこういうことに限定してあるからでござんじやないかと、こういうふうなことの起る問題でも、例えば随時に伝染病が発生したと、その状況の報告を求めるとか、こういうことも省令で書いて書けないこともないのですけれども、むしろ広くこうしてあれば、極端に言へば、勿論家畜衛生の向上を圖るための必要という制約はありますけれども、その見地からすれば一々列挙されるよりか、更に私共としては命令なり報告を求めることが自由に広くできると、だからできるかできないかということになりますと、勿論こう書いてありますので、この条文でできる。こういうことになつてと思ひます。

○藤野繁雄君 この法律全体として別の法律と違つておる点は、禁止の規定がありながら、禁止を犯したところのものに対する処置の規定がないのであります。禁止を犯したもののに対する処置を書かれなかつたところの理由はどこにあるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) これは私共の方でこの法律の、まあ何と言ひましか、その一つのモデルになるものが人間の保健所法というものがあつたわけ、その人間の保健所法というのは、厚生省の法律で、昭和二十二年の九月五日に出しております。これはお手元にお配りしてありますが、名称禁止の規

定があるわけでありまして、この法律にもこれを犯したものに對する罰則の規定がないわけですが、これはどうして罰則を設けないかということになりますと、一つの法律の議論になると思ふのであります。まああつて、禁止事項はすべて罰則を伴つておるといふことでもありませんし、従つてこの名称禁止の規定を私共も必ずしも軽く見てゐるわけではありませぬけれども、この性質上そういう保健所の前例もありまして、私共としてこれを犯したものに對する法的な罰則をこれは考へなかつたやうないきさつだと思ひます。

○小川久義君 これは御説明にありました通り、是非やらなければならぬと、現在効果を擧げておるやうなものと、七条を讀んでみると、國は經費の二分の一以内の補助金を交付するとありますが、僕は地方行政の委員會に一年半程おりました、地方行政關係の法律を審議したのですが、あそこで作つた法律は補助金とか、以内とかいふことをむしろして、國がはつきりと責任を負担する、二分の一の負担をする。以内とか補助金とかいふことを皆むしろした、國としてやるべき事業であれば、國の負担をはつきりとここに決めて置く方がよい。只今申し上げました通り、他の地方行政に關する法律は皆國が三分の一負担する、二分の一負担するとはつきり法文に書いてある。この以内という二字をよく地方ではこれによりまして、二分の一貰ふと思つて仕事をしたが、予算が少なくなつたからといふことで、二分の一以内とやないかといふことで、ど

うも地方で困る場合が多々あるので、これは一つ是非二分の一割が負担する、こういう責任をはっきりしたように一つ改めて貰いたいと思います。

○政府委員(山根東明君) 法律としましては、経費の負担区分に対する一つの原則を決めるという法律が、今お話の地方自治関係の法律であると思うのですが、そういうところでは、ことができるという条文が恐らく通用しないと言いますか、おかしいことになるだろう、こう思うわけですが、まあこれもお話のように書くことについては、これは結構な話だと実は思うのですが、実はこの法律の書き方としては、或いはちよつとこた／＼しましたけれども、お話の法律は或いはこういうことを書き得るような書き方の性質のもの、或いはお話のように二分の一を政府は補助すると言いつける書き方と二分の書き方があるわけで、実は私共もそういうふうにはつきり将来も保証されれば非常に私共も安心できるわけで、その方が非常に結構だと思ひますけれども、まあ来年度予算がはつきりいたしておりますので、あと三年間でありますが、この間にそうはつきり書き切つて、新たに三年間保証されたような形になつて、そういう意味では若干不安もありますが、この施設に対して地方のそうした要望が強いこと、更にこの法律が効果を擧げているという点から、大蔵省も係は変り、大臣が変れば、又話がどうなるかという問題はありますけれども、現状では、問題なく認めてくれるというような実状にありますので、大蔵省も、まあそう必ず交付するという書き

方でなしに、こういうことにしておいてくれ……こういう書き方も他の法律にもあるわけで、こういうようないきさつもありまして、私共も現在の情勢というか、空気を前提にして、法律で「以内」だから補助金が途中で三分の一に減らすとか、今年はやらんとかというふうなことは、今の見通しではないという前提で、法案としては一応こういうことに落着いていくわけです。

○小川久義君 それはあなたのお話を聞いて、それがずつと法律の裏附になれはいいのですが、いろいろの変遷があつて、猫の目の変るようなものであつて、いろいろ同じ国会の会期中に又変更するような法律が出るような時機ですから、尙更はつきりして置く必要がある。

もう一つは、地方から要望があるということも事実でしょうが、国が法律を決めて、法律で制定して、この仕事を政府にやらせるには、国が責任を負うべきである。こういう仕事をやらして貰いたい、だから幾らか補助は貰えんか、こういう仕事と違ふ。法律を制定してこの事業をやるからには、政府もはつきりとした責任を負ふにやならん、僕はそういうふうには考へるのですが、これは途中で押付けられて困つた問題が沢山ある。土地改良あたりでも手を付けて全部遂行して貰いたい問題、災害復旧にしてもそういう問題が沢山あつて困つて居る問題がある。政府がやりたいということである。政に、国が法律を制定してやるからには、はつきりした責任を負うべきである。

○石川準吉君 関連して……今小川さんの質問しているモデルの保健所法は

はつきりと書いてあるのだが、「以内」というのはどういうわけですか。

○委員長(橋見義男君) それはこういうことじやないですか。家畜伝染病予防法は、殺処分とかいふ／＼なことを必ず府県がやらなければならんということになつて居る。そこで手当金を都道府県知事は交付しとあつて、従つてこの国会で、我々委員会でもやつて二分の一とすると、こういうふうには必ずやらなければならんものははつきりして居る。それは義務を命令して居るからで、やつてもやらなくてもいいやうな、いわゆる昔の省令施設ですね、省令施設は大体こういうふうな書き方になつて居るのじやないですか。今の人間の保健所なんか必ず置かなければならん。従つて義務だから、それの二分の一は必ず出す。

○石川準吉君 「以内」と書いてある。○委員長(橋見義男君) そうするとやはり義務じやないのだ。人間も……義務の場合とそうでないものと違ひますよ。同時に僕は今の小川さんの議論は趣旨において非常に賛成なんだ。同時にそれは不徹底で、その議論はむしろ我々の食糧増産確保基本法のごとく、毎年度予算とかいう字句を全部削らなければ不徹底だと思ふ。

○小川久義君 一歩々々進めて行けばいい。

○石川準吉君 これは或いは形式の問題かも知れませんが、先程藤野さんから保健所の利用につきまして、使用料はどうかという問題があつたのです。モデル保健所法を見ればはつきりと「命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。」と書いてある。これはどう

してそういうものを採入れなかつたか、御趣旨から行けば入れていいのじやないかと思ひますが……

○政府委員(山根東明君) 保健所法の九条と、私の方の利用は、その保健所を一般の農民が利用して、例えば土地の医師の診断を請うとかいうことになしに、私共の方の法律の利用というのは、先程説明しましたように、獣医師がちよつと顕微鏡を借りたいとか、或いは「かんかん」を借りたい、こういうふうなことでやつて来るその利用であつて、保健所法の九条とこれはちよつと違ふのじやないかと思ひます。

○石川準吉君 第九条の方の施設の利用の中には、保健所法の第五條の医師、齒科医師、薬師その他のものがここに入つて来ると思ふ。その点から行けば今度の法律案の第四條と同じだ。勿論或いはあなたの今おつしやつたようなことで命令で除くかも知れませんが……

○政府委員(山根東明君) ちよつと調べてあとでお知らせします。

○石川準吉君 今度家畜保健衛生所ができましたれば、今もできつつあるので、家畜伝染病予防法との関係はどういうふうに噛み合せて行つたらいいのですか。ここですべての事務が扱われるのですか。

は、その管内から伝染病、或いは伝染病の疑いのあるものが出たならすぐとその衛生所において処置をして、知事の権限がありますから、知事の名にしておけるわけです。

○石川準吉君 そうすると簡単に考えれば、衛生試験所で家畜伝染病予防の事務を一緒に扱つて貰うのだ、こういうふうな考へていいわけですね。

○説明員(齋藤弘義君) そうです。

○岡村文四郎君 これは今できないという御返事があるかも知れないが、実は水田の単作地帯、秋田、富山、新潟という所に行つて見ますと、非常に骨軟症が多い。それから衛生施設も不完備であります。こういう所には一つ、何らか府県知事の名において防疫ができるように思ふのでありますが、補助金を増すとか、或は個所を多く置いてやるとかして貰いたい。行つて見ると馬は多く骨軟症になつて居る。施設を見ると二十三年度はさつぱりそういう点の考慮がない。富山、新潟はそういうわけで、こういう所は何か手を伸ばしてやるのでなければ、あつこの家畜の衛生というものは全く改善できないと思ふが、どうですか。

○説明員(齋藤弘義君) この仕事は二十三年度に始めまして、復旧がしなかつた関係か、或いは尙二十三年の予算関係は、御承知のように、予算が決まりましたのは十月頃だつたと思ひます、ずつと臨時国会であつたものでありますから……それで二十三年度のやつは非常に設置が遅れてまして、それから富山のような所はできなかったわけでありまして、それで二十四年、それから二十五年は勿論富山も計画がございます。それから尙この骨軟症関係の方

では、特にそういうような重要地帯には我々の方でもできるだけ設置するようには、今、そういうような特殊の地帯、例えば新潟県はこれは現実によつておられますけれども、こういう補助の二ヶ所分を一ヶ所に打込んでやつておる所もあります。その重要性に應じて、それは県の方と実情を相談しましてその配付をやつております。

○小川久義君 僕は富山ですが、岡村さんの言われた通りなんです、この積雪地帯ですから、冬は既に馬を置き放しにする習慣が多い。従つて骨軟症が多い。春の時分になるとひょろ／＼の馬を借りていまして、今まで造らなんだ理由も、今お話の点もあると思います。これは本省からも一つ強力に言つて下さつて、僕も富山へ帰りますれば強く県の方へ要望したいと思つておりますが、特に先程お話のありました一万五千頭の飼育、又生産が千頭だといふような標準で一ヶ所ということになると、僕は富山県一ヶ所というのは、大体、そんな数じゃないかと思うのですが、こういう所は特に頭数にこだわらないで施設として頂くようにお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) 石川さんによつとお答えしますが、この保健所法の命令で定める場合以外には取つちやいかんと、こういうことで施行規則が、これはお配りしてございませんから何ですが、十三条でそれに関するものがあるわけです。更に十三条と十四条がそれに関する命令事項のようでありまして、保健所法の九条には使用料、手数料、又は治療料を徴してはならないということになつておりますが、但

しX光線を使つたり、或いは疾患で入齒して貰つたりした。こういうものは、これは治療料をまあ取ると、こういうことで、それ以外のものは取つちやいかんということが十三条に書いてあるところを見ますと、この使用料、治療料を取つてはいかんとというのは、大体さつき私がちよつと申し上げましたように、これは診断、治療を受ける場合、これは無料でなければいかんと、こういう規定のようであつて、施行規則の十四条で、地方のお医者さんがこれを利用することについては、この第九条で徴収してはならないという規定は、まあこの規則を讀んでの感じですが、けれども、その問題とは別に規則で扱つておるようでありますので、結論は私共の方の法律も、大体先程申し上げましたような方針で運用して行きたいと思ひますし、保健所法も、お医者さんがいろいろな設備を利用した場合には、やはり第九条の規定はこうなつておりますけれども、手数料は、そのために特に費用を要するような場合には、これは取つて行くと、こういうようなことにはまあなつてゐるんじゃないかというふうに読めます。まあもう一度ここは研究はして見ますけれども……

○石川準吉君 よく地方庁では自由にやつてしまひますからね。

○岡村文四郎君 こちらは予備審査だから、余りやると何だから、今日はもうどうですか。

○委員長(楠見義男君) 同感です。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君

理事		委員		政府委員		説明員	
羽生	三七君	石川	準吉君	農林政務次官	坂本	農林事務官	齋藤
藤野	繁雄君	北村	一男君	農林事務官	山根	(畜産局長)	弘義君
柴田	政次君	徳川	宗敬君	(畜産局長)	東明君	衛生課長	
山崎	恒君	岡村文四郎君					
小川	久義君						

昭和二十五年二月二十六日印刷

昭和二十五年二月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所